

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK2021201

S2020127

S2020128

S2022064

③施設名等

名 称：	松柏学園
施設長氏名：	梅原真二
定 員：	35 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	吹田市江坂町4丁目20番1号
T E L：	06-6368-6010
U R L：	https://www.shohakugakuen.org
【施設の概要】	
開設年月日	1946/6/10
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 松柏会
職員数 常勤職員：	29 名
職員数 非常勤職員：	3 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（イ）	介護福祉士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	17 名
有資格職員の名称（エ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	7 名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体施設11居室、地域小規模2施設8居室
施設設備の概要（イ）設備等：	浴室、便所、学習室、中高生談話室、プレイルーム、事務室ほか
施設設備の概要（ウ）：	125㎡の会議室を多目的に活用している
施設設備の概要（エ）：	旧食堂（約67㎡）を改修して3個室とし多目的に活用している。

④理念・基本方針

【法人理念・施設理念】

「温・良・恭・儉・譲」をモットーに、そのひとの人生を聴き、そのひとの心身の状態をよく知り、その人を理解し、ひとりひとりの心身の健康保持と社会化を促進する。

【法人基本方針】

ケア対象者が「自分は今、ここにいる」と感じ今日と明日のことを思い描いて一日一日を過ごせるよう、バックアップをすることをケア業務の中にもいかに取り入れることができるかを考え行動すること。

⑤施設の特徴的な取組

法人は、現在7ヶ所の事業体を運営している。

（特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・地域包括支援センター・ケアプランセンター・児童養護施設・企業主導型保育園）

・松柏学園で生活する児童は高齢者と同一敷地内及び一つ屋根の下で生活する中で職員以外に三世代以上の年齢幅の様々なひととかかわる機会がある。この建物をひとつの村として児童養護施設の児童にいろいろな距離で「社会化」を促進できると信じている。

・職員の福利厚生として企業主導型保育事業を展開し子どもを安心して預けて働ける職場作りを目指し人材の確保を進めている。

・大阪府から里親支援機関B型として指定されている。

内容としては、既に地域で活動している里親への支援に加え、里親制度の普及啓発活動、里親登録希望者への登録前から登録後までの一貫した支援を実施している。

また、施設の入所児童の里親委託の可能性を模索し、必要に応じて里親委託に係る支援を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/5/10
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/12/20
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑦総評

【特に評価できる点】

■施設長のリーダーシップ
園長は各種会議に出席し、自らの言葉で学園運営に関する方針や取組の周知を図っています。学園の現状や課題を把握して、養育・支援の質向上にむけ職員間の共通意識の形成に取り組んでいます。特に情報共有の仕組みづくりとその文書化を重点的に取り組んでいます。

■子どもが相談や意見を述べやすい環境
第三者委員が月1回、子どもの都合に合わせて柔軟に日時を設定して来園し、子どもと面談し、意見を聞き取り、職員にフィードバックしています。子どもが本音を表出する良い機会になり、子どもにとっても、職員にとっても貴重です。

■生・性教育の取組みと第三者委員の助言
婦人科医師やセンターの心理教育と連携して「松柏学園性教育実践」を進めています。「生教育」の一環で子どもの誕生日を特別な日として、生い立ちをポジティブに捉えるよう支援しています。また、第三者委員が頻繁に子どもと面談して適切な助言の場を設けているところは高く評価できます。

【改善を求める点】

■事業計画の子どもや保護者等への周知
子どもの養育・支援を通じ接点を持つことが可能な保護者等に学園の取り組みを継続的に説明することを期待します。また子どもへも自治会等を活用して、事業計画の継続的な周知が求められます。

■子ども自身が自らの生活を主体的に考え行動する機会
子どもの自治会がありますが、特性上難しい児童が多いことも影響して、職員側からの提示・報告が多くなっています。子どもたちが主体的に意見を出し合え、自らの生活を考えることができるよう、職員の支援を期待します。

■子どもの行動上の問題やその背景への適切な対応
行動上の問題があった子どものクールダウンや被害を受けた子どもの保護、周囲の子どもの安心を図るための癒しの場の確保は十分ではありません。また、ケア単位の小規模化が進む中で、職員が一丸となって適切な対応を行うための情報共有が十分ではなく、判断や対処方法の属人化が払拭できていません。

■家族との信頼関係作り及び親子関係の再構築のための家族支援
現在、学園内での家族支援は子ども担当職員が主に担っていて、家庭支援専門相談員は補助的な役割に留まっています。今後は両者の連携を更に密にすると共に家庭支援専門相談員を中心に学園全体で家族関係再構築を推進することを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受けるたび（3年ごと）に、支援などの意識の見直しをしている気がしますが、自己評価は毎年行っているもの。第三者の介入に限らず、職員個々での自己評価に留まらず、職員が一丸となり、子ども支援などに取り組んでいきたい（取り組むべき）と改めて感じました。
改善を求められた点は施設側でも気づいていた点でもあるので、施設として取り組める形で改善していきたいと思います。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 社会福祉法人松柏学園（以下「法人」）の理念・基本方針は、ホームページ（以下「HP」）やパンフレット等に記載され、松柏学園（以下「学園」）の運営・支援方針等を明確に示しています。職員に対しては、事業計画書や倫理綱領等の資料に記載し、新入職員研修や年度初めの会議において配布、説明を行い、周知を図っています。子どもには理解しやすい「みんなのせいかつ」（以下「しおり」）という年齢別冊子を配布し、地域住民等に対してもチラシを配布し周知に取り組んでいます。子どもの入所が子ども家庭センター（以下「センター」）による措置であるため、保護者への周知は難しいものの、継続的に学園への理解を図る取組が求められます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 大阪府社会福祉協議会の施設部会やセンター等との連携を密にして、児童養護施設等の動向の把握に努めています。地域においても豊津・江坂ネットワーク会議や吹田市児童虐待防止ネットワーク等に参加し、経営環境の把握に努めています。さらに令和6年度の北摂代表会議では、センター所長と支援にかかわる多くの課題について、意見交換や質疑応答を行っています。児童養護施設は措置事業でありコスト分析には馴染みませんが、学園では定員に対する一定の利用率を設定し、運営コスト等の分析を行っています。	
② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 近年の学園の主な経営課題として「職員の定着」と「情報共有」を具体的に掲げています。園長は法人の理事でもあり、理事会・評議員会にて役員に学園の経営課題の共有を図っています。また、園長は学園内の各会議に出席し、職員と経営課題の共有に努めています。「職員の定着」にはメンター制度等を取入れ、「情報共有」にむけてはマニュアルの作成や組織体制の見直しによる指示系統の明確化、さらにはパート内での午前の引継ぎ方法の改善等、具体的に取り組んでいます。 註）パート：学園では子どもを①幼児、②小学生男児、③中高生男児、④小学生女児、⑤中高生女児の5つの小規模グループケア（以下「小規模GC」）に分けており、学園ではこれを「パート」と称しています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 法人の理念・倫理綱領の思想を取り入れ「第三次社会的養育推進計画」を中・長期計画と位置付けています。令和11年度までに「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」をすることとしています。その方針に基づき、令和6年度は学園定員35名の内、12名を2つの小規模GCに移行し、学園本体（以下「本園」）の定員を23名に減員しています。一方で一人ひとりの職員に養育のあり方についての理解や、力量の向上を図ること等も計画に盛り込んでいます。さらに関連法人を含めた施設再編の中での学園の建替えを長期的なビジョンとし、今後それに向けた中・長期計画の見直しも検討しています。	

②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	----------------------------	---

【コメント】

学園の事業計画書には、法人の事業計画と学園の中・長期計画が併記されており、法人の理念や倫理綱領の思想を取り入れています。単年度の目標・計画は「各パートより事業計画別添を作成する」としており、令和5年度
の取組からの評価を生かした具体的かつ成果物等の設定もしています。さらに「支援方針」「安全委員会」「年間
研修計画」「人材育成」といった重点項目を掲げています。単年度の事業計画に具体的な到達目標や成果等が記載
されていますが、数値的な目標の記載は十分ではなく、その取組の充実を一層期待します。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、 職員が理解している。	a
---	---	---

【コメント】

事業計画は法人及び学園が作成したものに加え、各パートも作成し事業項目ごとに整理しています。各パートの事
業計画は職員が自ら考えて作成しています。その手順は年末に各パート毎に事業計画を評価し事業報告書を作成、
さらに見直しを行い年度末までに事業計画の再策定を行うこととしています。法人や学園の事業計画も管理職中心
に同時期に再策定しています。年度初めには法人・学園・各パートの事業計画を一つにまとめ、職員に配布し周知
が図っています。

②	事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

子どもの入所時に学園職員が保護者に面会可能なケースが近年減少傾向にあり、事業計画を保護者に説明する機会
がなくなってきています。学園は入所が決まった子どもへの事前面会や見学等の要望に対応し、「しおり」や写真
アルバム等わかりやすい資料を用意し説明しています。職員は入所以降も、子どもの養育・支援を通じ接点を持つ
ことが可能な保護者に学園の取組の説明を行っています。地域等には配布するチラシを準備し周知に取組んでいま
す。しかしながら、子どもによる自治会を設けているものの、行事計画等の連絡が中心になっており、事業計画の
周知は十分ではありません。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
--------------------------------	-------------

①	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能してい る。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

学園の課題である「情報共有」のあり方を見直し、養育・支援の内容をチェックする組織体制を整備しています。
子どもの自立支援計画票や年間・学期別目標等はパートごとにファイルを整え、職員間で確認ができます。その内
容についてはケース会議、パート会議さらには運営会議にて、評価や検討を行い園長が意見の集約を行っていま
す。年1回自己評価チェックシートを用い養育・支援の自己評価も行っています。今回の第三者評価の受審にあた
り、前回の評価結果を振り返り、職員全員参加のもと組織的に自己評価を行っています。3年に一度の受審に積極
的な姿勢が見られます。

②	評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的 な改善策を実施している。	a
---	---	---

【コメント】

養育・支援等を含めた学園の課題は各種会議、特に運営会議にて共有し明確化しています。先に述べたように学園
の課題は「情報共有」にあり、園長は「情報共有について」「情報共有の方法」「指示系統組織図」等に文書化し
職員に配布しています。「情報共有」以外の「職員の定着」等、様々な課題も運営会議を通じて職員間に共有さ
れ、各専門職の意見交換のもと、解決に向け取り組む仕組みを再構築しています。その具体的な取組の一つとし
て、小規模パートにおける午前のミーティングのあり方の見直しは、結果として一定の改善に繋がっています。今
後も改善策の実施や実施後の評価・見直しに一層取り組むことを期待します。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
【コメント】 園長の役割りと責任は、管理規程・職務の項、事業計画書の組織体系図等に明記しています。事業計画書は全職員に年度初めに配布するとともに、園長自らの言葉で学園運営に関する方針や取組の周知を図っています。さらにほぼすべての各種会議・委員会に出席し園長の考えを述べています。有事の際や不在時の対応については総主任及び主任等、複数の担当者への権限委任等を危機管理マニュアルにおいて明示しています。		
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
【コメント】 園長は大阪府児童施設部会や施設長研修に参加し、各種コンプライアンスやハラスメント等についての研修を受け、その理解に努めています。またセンターをはじめ関係機関と連携を図り、法令改正等についての最新情報を得ています。職員へは園長が講師を務める施設内研修や毎月のパート会議等にて、遵守すべき法令等について周知を図っています。園長は法人の理事として法令遵守の下、取引先や行政関係者等との適正な関係を保持しています。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
【コメント】 園長は各種会議に参加し、児童の現状を把握し職員への助言を行うとともに、各種委員会を立ち上げて指導し、職員の意識向上を図っています。職員の満足度調査では評価・分析を行い、職員の意向の把握に努めています。また、職員の養育・支援の質の向上に向け、総主任・主任によるスーパーバイズ（以下「SV」）や心理士によるコンサルテーションの導入などの組織体制の見直しを行っています。園長は大阪府児童施設部会や北摂地区児童養護8施設連携の研修に参加し専門性の向上に努めています。		
② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
【コメント】 園長、総主任、主任、里親支援専門相談員、心理士、保育士が参加する運営会議を設け、園長としての経営改善にかかる取組を示し職員間の意識化を図っています。また、人材育成やケース会議の取組について議論し、課題解決にむけて検討を行っています。職員が働きやすい環境整備に力を入れると共に、施設内に共通の意識が形成されるように情報共有の仕組みづくりとその文書化に取り組んでいます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
【コメント】 北摂児童施設合同就活フェアへの参加や専門学校や短大等へチラシ配布をするなど福祉人材確保（採用活動等）を行っています。HPでは各パートごとの職員へのインタビューなど業務内容や学園の魅力を発信しています。また、実習生の確保に注力して、人材採用につなげようとしています。職員に対しては主任からのSV、心理士からのコンサルテーションを実施し、児童ケースの捉え方や養育・支援の質の向上、職員人材の定着を目指しています。		

	② 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】		
法人の倫理綱領に「期待する職員像等」を明記し、事業計画書にも「目の前の「ひと」を理解しようとするのが大切な一歩です」と示しています。法人の人事考課規定があり、能力評価、実績評価、勤務態度評価、経験年数と資格の取得・所持等の基準を定めています。年2回実施している人事考課は内容を改め、記述する項目（法人として求めるべき視点）を増やして、個々の目標や考え等をより明確しています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】		
職員は勤務希望を前月までにそれぞれが提出し、勤務体制に反映しています。有給休暇についても担当職員（総主任）が調整しています。同敷地内には企業主導型保育園を設置し、幼児を持つ職員は日勤、平日出勤（夜勤なし）などの配慮をして子育て職員が安心して働ける環境を整えています。また、学園独自のメンター職員を配置し、こまめに職員と個別に会話の機会を設け、サポートを行っています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】		
職員が目標水準や業務内容を明確にする為スキルマップを取り入れていましたが、目標に対して評価を返す職員の負担が大きく、評価を返しきれない等、十分に機能させることが出来ませんでした。そこで、スキルマップに替えて、毎月1回個別の時間を設け総主任、主任によるSVや心理士によるコンサルテーションを設定しています。年2回行っている自己評価では、自らの振り返りも含め短期目標を掲げています。今後、目標等に対しての評価の返しを十分に実施することを期待します。 スキルマップ：人材育成を兼ねたスキルの向上を目指して職員のスキルを見える化をしたもの		
	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】		
事業計画書に職員に求められる専門性について明示し、令和5年度より研修委員会を立ち上げました。研修委員会では、職員の経験年数や階層、学園の現状を勘案しながら研修内容の検討をしています。学園内研修は原則全員参加とし、研修は一方的な講義よりも、心理士等専門職も交えたグループワーク形式を多くして、それぞれの苦労とやりがいを共有しています。		
	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】		
事業計画書に研修の目的や各職員の階層に合わせた研修内容を示しています。園長は外部研修情報を研修委員会へ伝え、研修計画に反映しています。また職員には最低でも年1回は研修受講の機会を設けています。新任職員に対しても、計画的に勉強会・研修（北摂新任研修・権利ノート研修他）を実施しています。研修受講は勤務時間にカウントし、時間が超過した場合は超過勤務手当がつきます。令和5年度より総主任・主任によるSVや心理士によるコンサルテーションを取り入れ、児童ケースの見立てや見通しを行っています。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】		

実習生に対して事前にオリエンテーションを実施し、学園の概要・方針・個人情報・プライバシー・子どもとの距離の取り方等の説明を行っています。実習前には実習目標を確認し、実習終了までに担当職員との振り返りの時間を設けています。実習指導においては大阪府社会福祉協議会の「児童福祉施設実習職員のためのガイドブック」を配布し取り組んでいます。また、その一部を運用した研修マニュアルの作成に取り組んでいます。実習生は概ね保育士志望者ですが、まれに社会福祉士実習も受け入れています。社会福祉士実習指導者は指導者研修の受講が必須ですが、総主任が研修を受講しています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
【コメント】		
法人のHPにて理念・基本方針はじめ財務諸表、事業報告、意見・苦情体制等、情報を公開するとともに豊津・江坂ネットワーク会議等を通じて法人、学園の理念・基本方針やビジョン等について伝えています。学園のHPでは里親支援機関としての活動や求人情報、職員インタビューなど、学園の活動等を伝えています。第三者評価についても全国社会福祉協議会HPで評価結果を公開しています。また、幼稚園PTA総会資料に学園紹介を掲載し、民生委員からの問い合わせ時にも資料配布、地域住民や関係機関(こども園や小中学校)には児童養護施設の理解も含めた資料を準備し説明を行っています。		
② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
【コメント】		
経理規定を基に職員に事務、経理、取引等のルールを周知しています。また、事務・経理・取引に関するルールは閲覧用諸規定を事務所内の所定の場所で保管しており、職員がいつでも閲覧できるようにしています。必要に応じて弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に相談し助言を求めています。決算時には公認会計士の会計監査により、経営改善・適正な経営・運営に努めています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
【コメント】		
倫理綱領や事業計画に地域社会・関係機関との連携、地域支援の取組を明記して、子どもの社会的自立援助を進める考えを示しています。職員は地域の行事にはその実行委員会から積極的に参画して地域とのつながりを深め、基本方針・計画が目指す子どもと地域の交流機会を作ることに努めています。子どもには、地域での買い物や公園利用などを勧めています。学校の友人が学園に遊びに来ることについては、実例は多くありませんが、感染症でないことを条件とし、また同室の子どもが認めれば居室にも入って遊ぶことを容認しており、こうした方針はPTAでも伝えています。		
② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
【コメント】		
ボランティア受け入れマニュアルを作成して、受け入れに関する基本姿勢並びに登録手続き等についてを明示しています。NPOや大学、ならびに理学療法士・作業療法士修習生からのボランティア活動を受け入れて、子どもの学習支援や生活全般の世話をしてもらっています。ボランティアや子どもに「サークルズ」というプログラムで人間関係の境界線を学ばせて、健全な交流を支援しています。近隣小・中学校の新任教諭に学園見学の機会を提供して児童養護施設の理解を促す取組をしています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
【コメント】		
子どもの安全を図る視点で、必要な関係機関・団体を危機管理マニュアルに一覧表で示しています。吹田市児童虐待ネットワークへ参画して子どもの権利擁護について協議しています。学校との連携では、地域の小・中学校とも定期的な連絡会や相互訪問により、子どもの様子や成長を確認するとともに、児童養護施設の理解や子どものプライバシー保護についての認識を促しています。さらに、豊津・江坂地域福祉ネットワーク会議に参加して相談支援機関とつながり、退所児童のアフターケア環境を整えることも始めています。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
【コメント】		
豊津・江坂地域福祉ネットワーク会議に参加して、高齢・障がい・児童の縦割りの福祉分野を超えて地域の課題を把握しています。学園が地域に求めるニーズを発信することにより、地域の資源を活用できるとともに、学園が地域に向けて果たせる役割を把握しようとしています。法人としては、学園に併設する高齢福祉施設に豊津・江坂地域包括支援センターを設置して地域の相談に応えつつ、広く福祉ニーズ等の把握に努めています。		
② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a
【コメント】		
法人では企業主導型の認可外保育施設を学園に併設し、60人定員の半数を地域枠に提供しています。また、地域のお祭りには、学園としてブースを出店して地域コミュニティの活性化に貢献しています。大阪府および吹田市のしあわせネットワークに多様な機関と連携して参加し、生活困窮者レスキュー事業に協賛しています。さらに、近隣三市と契約して子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。その他にも、行政から様々な協力打診がありますが、児童養護施設の理解に基づくものが少なく、まずは学園の専門特性を伝えて、理解を図ることに努めています。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
【コメント】		
事業計画にも理念・基本方針を明示するとともに、会議等で法人の倫理綱領を唱和して子どもを尊重する行動規範の周知に努めています。職員は子どもの声を聴き、心身の状態を知って子どもを理解する姿勢を徹底しています。学園には人権擁護委員会を設置するとともに、朝礼や各種会議において主任によるスーパーバイズや心理士の助言を得て、子どもを尊重した養育・支援の実施を徹底しています。また、第三者委員が毎月定期的に来園して、子どもの意見を聴き、その報告に基づいて子どもを尊重する養育・支援に反映し、その結果を第三者委員にも返して意見交換しています。		
② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		a
【コメント】		
事業計画書や危機管理マニュアルに、プライバシー保護に関する方針や取組を明記し、すべての職員や実習生、ボランティアに周知を図っています。学園では定員を減員するとともに、令和6年度には2つ目の小規模G Cを設置し、女兒を本体施設から完全に移動して家庭的養護環境を整えました。本体施設における男児についても、2人室または個室とし、2人室では学習机や日用品の個別化など、可能な限りプライバシーに配慮した養育・支援に努めています。子どもには権利ノートを用いて、自身と他者のプライバシー保護の大切さを伝えています。保護者等には入所時や行事参加の際に、プライバシー保護についての学園の取組を説明し、協調を促しています。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		a
【コメント】		
HPやパンフレットで学園の様子や取組を紹介し、学園は完全個室ではないことなどを措置前にわかってもらえるよう資料を提供しています。措置入所が決まった後に、中学生以上には面会や学園見学を重ねています。子どもには対象年齢別に作成した「しおり」や写真を用いてわかりやすく説明しています。学園が直接対応できる保護者等にはパンフレットのほか、用意した写真アルバムを用いて丁寧に説明しています。また、説明用資料は適宜に見直しをしています。		

	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】		
措置入所が決まった場合、中学生以上には面会や学園見学を重ねて、学園での生活や養育・支援の方針を説明し、子ども自身が入所や支援を受け入れたという自覚を促しています。また年齢に応じたわかりやすい「しおり」で学園での生活や約束事を説明しています。それでも評価機関が実施した子どもアンケートでは、中高生の中に、学園の説明がわかりにくかったという評価意見が一定数あり、難しさを物語っています。保護者等への説明や同意は、児童相談所に協力・連携して行われていますが、学園への同行が得られるケースでは、その特性や理解能力に配慮した丁寧な説明を施しています。		
	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】		
施設移行や里親委託となるケースでは決まった引継ぎ文書フォーマットは用意していませんが、子どもの特性や移行先との関係に応じて都度必要な情報を提供しています。家庭復帰に際しては文書で引き継ぐというのではなく、様々な支援機関と連携してカンファレンスを行って、支援の継続性に配慮しています。学園では、退所児童が学園での生活を振り返ることを欲して記録の開示を求めることに鑑み、生活記録の残し方を精査することを検討しています。一方、乳児院から学園への移行については詳細な引継ぎ文書を得るとともに、相互に連携してつなぎ保育を行い、養育・支援の継続性に配慮しています。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】		
年2回「学園生活」「食について」のアンケートを実施し、「学園生活」のアンケートは心理士が結果を分析し、職員に報告しています。「食について」のアンケートの結果、併設の特養とは別調理員、別調理法にし、週1回は別メニューにするなど、子どもの満足度調査の結果を改善に繋げています。しかしながら、結果の分析・検討に子どもは参画していませんし、自治会も本来の機能を果たしていません。子どもの意見を支援に確実に反映し、子どもの満足度が向上するような体制を整備することを期待します。運営会議に栄養士が参加することで、食の改善、職員の意識の向上に繋がっていることは高く評価できます。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】		
苦情解決の仕組みを園内に掲示し、子どもや保護者に周知しています。第三者委員の月1回の来園日時を子どもに伝え、苦情があれば相談するよう子どもに声掛けしています。第三者委員は聴き取った内容を職員に伝え、職員が記録して年度末にまとめています。また、職員が個別の面談で聴き取った意見や苦情、その対応については児童意見表明一覧に記録し、子どもにフィードバックしていますし、年に1・2回園長から第三者委員に報告しています。苦情についてはHPで公開しています。今後は既に準備済の苦情記入カードを配布し、子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を更に推し進めることを期待します。		
	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】		
入所時に「しおり」を渡し、困ったこと、話したいことがある時の対応を子どもに周知しています。意見箱を設置し、相談窓口ポスターを掲示し、第三者委員の来園日時を子どもに伝えるなど、子どもが意見を述べやすい環境を整備しています。第三者委員は毎月1回、子どもの都合に合わせて柔軟に日時を設定して来園し、聴き取った子どもの声を学園にフィードバックして助言しています。医務室や面会室を活用し、生活の場から離れた部屋を相談室として設け、子どもが相談しやすい体制を整備しています。		

③	子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	---------------------------------	---

【コメント】		
子どもからの意見や相談についての対応手順は事業計画書に明記しています。その内容や対応は児童意見表明一覧に記録し、育成記録にも記入しています。同じパート間では口頭での伝達もし、内容によっては主任等に報告しています。ただ、子どもの意見が聴いた職員に留まり、全体での共有に至らないケースがあります。そのため、小規模ＧＣでは、朝のミーティングに園長、総主任、主任が参加し、子どもの意見をきちんと受け止める体制を徐々に整備しています。今後はその体制が有効に機能し、子どもからの相談や意見に迅速に対応していくことを期待します。		

(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
①	安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a

【コメント】		
リスクマネジメントは「危機管理マニュアル」に明記し、マニュアルは毎年見直して職員に周知しています。非暴力を目指して安全委員会を設置し、暴力問題に対して、令和５年度から子どもも巻き込んだかたちで取り組み始めました。毎月のパート会議で、自他のパートでのインシデントを分析・検討し、再発防止を図っています。学園では、暴力根絶のためには職員が日々の支援の中で学習して暴力に対する認識を変える必要があるとの考えから、積極的に研修を実施することはしていません。服薬ミスが多いので、運営会議で防止策を検討し各パートに伝達しています。		

②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	--	---

【コメント】		
「感染症予防対応マニュアル」を整備し、年度初めには改めて職員に周知しています。また、年度末にはマニュアルの見直しを実施しています。高齢者施設との合築であるだけに、感染症対策は徹底しており、高齢者施設の動線とは完全に分離されています。日中は法人に看護師が在席しているので、困った時は相談できる体制になっています。予定していた感染症の勉強会は看護師の退職により実現できていません。新たな感染症発生の可能性も否めない昨今の情勢ですので、感染症の勉強会、研修の実施を期待します。		

③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
---	----------------------------------	---

【コメント】		
避難訓練を月１回学園内で、年２回高齢者施設と合同で実施しています。「危機管理マニュアル」に緊急事態発生時の連絡網、災害時対応組織図を記載しています。法人でＢＣＰを策定していますが、更に実効性のあるものにするため、運営委員会、パート会議で検討しています。児童のみの時に災害が発生した場合の避難方法、避難場所については、１対１の個人面談の時に伝えています（子どもによって通学路・経路が違うため）。「危機管理マニュアル」は各施設に配備していて、職員に周知しています。年度初めには、子どもと防災関連施設を訪れ、子どもの防災意識を高めています。		

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
①	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a

【コメント】		
事業計画書には養育・支援の方法、手順、留意点のほか、子どもの権利擁護の視点に立った支援方針などの標準的な実施方法を明記し、年度初めに職員に確認して周知を徹底しています。標準的な実施方法の作成には、子どもがセラピーを受けているか否かにかかわらず、心理士からの助言が貴重です。各パートに事業計画書を配備し、職員はそれをことあるごとに確認しています。毎月提出の「育成記録」でも支援が標準的な実施方法と齟齬がないか確認しています。		

	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】		
事業計画書及び標準的な実施方法は年度末に、運営会議メンバーで見直しています。見直しに先だって、職員からリーダーに見直しが必要な点などをパート会議で伝えています。年度末には、自立支援計画も見直しを行っていますが、その際は子どもと話し合い、子どもの目標等を聴き取り、新しい計画に反映しています。更に自立支援計画の見直しは、標準的な実施方法に反映しています。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
自立支援計画は、担当職員、心理士、主任でアセスメント後、子ども担当職員が作成しています。作成にあたっては、年度初めの個人懇談で聴き取った子どもの目標等の記録「自立支援チェックシート」の内容を計画に反映し、心理士の助言も得ています。自立支援計画を作成後、リーダーがチェックし、主任が確認後園長に提出する手順になっています。学園での生活が難しい、暴力や飛び出していく等の問題行動のある子ども、入所間もない子どもの自立支援計画については、センターと協議しています。		
	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
自立支援計画は年度初めに立案作成し、年度真中のセンター職員の訪問調査時に、センター職員と子ども担当職員とで見直す際、学期ごとに見直している「育成記録」を確認しています。「自立支援計画票」は各パートに配備しており、職員は変更点について周知しています。管理職が毎朝のパートミーティングに参加し、支援の実施状況を確認しています。中退、留年などの場合、今後の具体的な対応を優先し、関係職員でカンファレンスしています。現在、緊急に自立支援計画を変更する場合の手順、仕組みは決まっていません。今後は上記のようなケースが増える場合に備え、緊急に自立支援計画を見直し変更する体制を整備することを期待します。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】		
日々の支援記録、「育成記録」はパソコンに統一書式で入力し、パスワードで管理しています。月1回の運営会議を情報共有の場としても位置付けていましたが、現在のところ、運営会議での情報共有ができていません。そこで、園長は情報共有の実施方法を見直し、伝えるべき情報の整理と伝達方法の仕組みづくりに取り組んでいます。		
	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】		
事業計画書には各種記録の意義、重要性、保存期間、管理責任者などを規定しています。事業計画書の中の「危機管理マニュアル」には個人情報の取り扱い及び漏洩防止策について明記しています。「危機管理マニュアル」の個人情報については、パート内で周知を徹底し、職員の意識の向上を図っています。個人情報は鍵付きロッカーに保管し、パソコンにはパスワードを設定し管理しています。		

内容評価基準（24項目）

A－１ 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 事業計画書に子どもの権利擁護に関する基本姿勢を明記し職員に周知しています。さらに定期的に人権擁護のためのチェックリストを活用し、権利擁護に関する理解を図っています。各パートや若手職員を中心に「人権擁護委員会」を設け、日常の子どもへの支援を振り返り、権利侵害に当たらないか検証を行っています。担当職員は子どもに個別に時間を設け、個室にて意見を聴く工夫もしています。聴収した意見は人権擁護一覧（児童の意見）に列記し、対応（返し）を記録しています。さらに第三者委員が面会を希望する子どもから意見を聴き、担当職員と管理者に報告しています。その内容は「第三者からの報告の取りまとめ」に記録しています。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】 権利ノートの勉強会を子どもと職員が一緒に行い、様々な権利について学ぶとともに、自他の権利に興味がない子どもにも理解を深める取組を行っています。令和5年度より「性（生）教育委員会」を復活させ、職員アンケートをもとに有効な取組を職員間で検討しています。その結果をもとに、子どもたちの年齢に合わせた「生教育」をライフストーリーワークと組み合わせながら実施し、子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを伝える取組が行われています。その1つとして子どもと「誕生日計画表」づくりを行っています。そのような取組の更なる充実を期待します。	
(3) 生い立ちを振り返る取組	
① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 職員は子ども一人ひとりの出生や生い立ち、保護者や家族の状況等の事情を理解し職員間で共有しています。必要に応じてセンターと相談しながら子どもの発達状況を見極め、その必要性に応じて生い立ちの振り返りを行っています。子どもの成長過程を行事毎に写真等の記録に残し、主な行事をアルバムにしていずれも見られるように配慮しています。特に誕生日については、事前に担当職員を中心にその日の過ごし方を子どもとともに計画し、思い出に残る楽しい日であるよう最大限の配慮をしています。さらに「誕生日計画表」にその日の出来事や感想を記録しています。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 「被措置児童等虐待防止について」という規約を設けるとともに「危機管理マニュアル」に具体的な取組を明示しています。内容については厚生労働省の「被措置児童等虐待ガイドライン」も参照しています。先に述べた人権擁護委員会にて、日常の子どもとのかかわりのケースの中から、職員の気になる言動や不適切なかかわりになっていないか、検証する取組を行っています。人権擁護委員会、運営委員会メンバーで研修を実施しており、センター職員が講師になることもあります。権利ノート子どもと職員がともに確認しながら、子どもが自分自身を守るための知識や具体的な方法を学ぶ機会も設けています。	

(5) 支援の継続性とアフターケア		
① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。		a
【コメント】		
入・退所時ともセンターと連携の上情報を共有し、子どもの生活環境の移行期に対する不安の軽減や気持ちに寄り添える工夫を行っています。入所前は可能な限り職員がセンターで子どもと面会し、学園生活を「しおり」や写真アルバムを用いて説明し、見学の受入れも行っています。乳児院からの入所時は、子どもの不安感の軽減のためにつなぎ保育を実施し、職員間の連携も密にしています。学園での生活でも、ユニットや部屋の変更にはカンファレンスを行い移行への配慮を行っています。他の施設への措置変更や家庭復帰についてもセンターとの連携に努め、カンファレンスをもとに学園ができる支援に取り組んでいます。		
② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		a
【コメント】		
園長は「自立支援とリービングケア・アフターケアの指針」を文書化し、自立支援の最終目標を自立支援専門員と共有し、子どもが自立に必要なルールや判断力を身につける取組を行っています。学園は近隣のワンルームを賃借してリービングケアを実践しています。退所後の生活に必要な知識を記載した冊子「巣立ちのサポート～社会へ巣立つあなたへ～」を準備し、金銭、食生活、健康、就労、行政の利用、トラブルへの対応等の知識の習得に取り組んでいます。現在1名のリービングケアと20名のアフターケアに取り組み、生活状況を把握し記録も整備しています。コロナ渦で中止したイベントも一部再開し、退所児が集まれる機会も設けています。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		b
【コメント】		
多くの若い職員は子どもたちのことをしっかり見ているものの、問題が起きた際に目の前の状況に流されがちです。子どもの気持ちや行為の背景にある心理課題の把握が十分ではありません。SV・コンサルテーションを取り入れ、職員が子どもを理解するための体制とすると共に、職員間での情報共有を行い子どもに対して職員の対応を標準化する取組を始めています。令和6年度3月に満足度アンケートを実施し、令和7年度には子どもにアンケートに対して返答する機会を設ける予定です。		
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。		b
【コメント】		
職員は子どもとの日々の関りの中で相互に信頼関係を築き、受容的・支持的な姿勢でその基本的欲求の充足を心がけており、子どもの要求に対して徐々に柔軟になってきています。しかしながら一人ひとりの希望・意見に添うことが困難な場合があります。職員は子どもとの関係性を重視し、日頃より職員と子ども一人ひとりと話す時間を取るよう心がけています。学期ごとに担当職員と子どもとの個別の時間を設け、子どもの目標・悩み・気になることなどを聴いています。しかしながら、職員は自分の裁量での対応を避けたいという傾向があります。今後、身近な職員が一定の裁量権のもと、柔軟に対応できる体制づくりを期待します。		
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。		b
【コメント】		
子どもたちが主体となる話し合いの場として自治会がありますが、特性上難しい児童が多いことも影響し、職員側からの提示・報告が多くなっています。子どもたちが意見を出し合えるよう、職員の支援が期待されます。また、中高生からの入所が多く、集まりたがらない傾向にあり、子どもたちは皆で何かをする（まとめる）という感覚が希薄です。小規模GCではTVが各居室になかったり、一人ひとりで入る風呂の順番を決めるなど、子どもたちが話し合うテーマがあり、普段の生活の中で子どもたちが話し合っていて決めています。		

	④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】		
作業療法士・理学療法士・視能訓練士を目指す学生ボランティアに子どもと遊びながら様子を見てもらい座り方等の指導をしてもらったり、言語聴覚士による言語療法等を取り入れています。小学生には週に1回朝学習を取り入れて、座って学習する習慣づけをしています。必要に応じて放課後等デイサービスや通級も利用しています。また、子どものニーズに合わせた遊びを取り入れ、年1回無料になる近隣のプールへは幼児から高校生まで希望者を募り一緒にあったりなど、公園・図書館・支援センターの遊び場を利用しています。 註）通級：障害のある子どもの特性に合わせて、個別指導を行う通級指導学級		
	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
【コメント】		
発達の状況に応じて写真や絵を使うなどの工夫をして、身体健康について自己管理できるように支援しています。基本的生活習慣を確立するために年齢に応じた社会経験ができる機会（交通機関・通院・買い物などに加え、高年齢児童は銀行・役所の利用、アルバイト等）を設けています。ネットリテラシーの学習を取り入れたり、P Cや携帯電話の利用が早期になっている世代に備えた取組をしています。今後、自治会では子どもが主体となり、決まりや約束事を一緒に考える機会が構築されるための職員の支援を期待します。 註）ネットリテラシー：インターネットに関する知識やルールを理解し、その情報を正しく判断して適切に活用する能力		
(2) 食生活		
	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
【コメント】		
以前は、併設の特養と同一献立でしたが、委託業者を変更し、別調理に改めました。嗜好調査（年1回実施）を献立に反映しています。学園では2ヶ月に1回、子どものリクエストを参考に各パートでホットプレート調理を行ったり、年に数回クッキング（おやつ作り）の時間など（幼児～高校生）調理を楽しむ機会を設けています。小規模G Cでは職員が朝食、弁当を作り、土日は3食とも職員が献立を決めて作ります。職員アンケートではマナーに対する指導が多いとの意見もあります。食の安全性の観点から21時までは食事を取り置いています。アルバイトで帰宅が遅れる高校生の夕食はレトルト食品を自分で調理して食べています。		
(3) 衣生活		
	① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
【コメント】		
被服費は年間の一定額を定めており、衣服の購入は子どもの自主的な意思決定を尊重して支援しています。通学の制服は被服費に依らず、学園が購入して支給しています。子どもはそれぞれの特性に伴う拘りや、不安、強がりの現れもあり衣習慣の習得は必ずしも確立していませんが、職員はそれを否定も放置もせず声掛けに努めています。小学生までの子どもの洗濯は職員が担い、職員が洗濯物をたたむなどを見せています。また中学以降は子どもが自分でできるよう支援しています。		
(4) 住生活		
	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
【コメント】		
女兒については小規模G Cの整備を終え、子どもが食器洗いもしており、食具の個人所有化が進んでいますが、本体施設（男児と幼児）では厨房で洗浄することもあるが、食具の個人所有化は進んでいません。小学生には定期的に掃除の時間を設け、中・高生は職員の支援のもと各自で掃除する習慣を身に付けるよう指導していますが、その励行は徹底しておらず、中高男児の共用部は壁面等の破損部補修が進んでいません。また食事前後におけるテーブルの清掃や消毒の取組は不十分です。子どもの評価は、小規模G Cの環境整備が整った女兒では肯定的な評価ですが、本体施設では浴室やトイレの清潔保持についての評価が低くなっています。		

(5) 健康と安全		
① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。		b
【コメント】		
医療機関を受診する際は、各パート職員が付き添い、「受診時チェック表」を用いて受診前後や薬局での状況、帰園後の様子を記録しています。危機管理マニュアルに、子どもの健康管理に必要な医療機関連絡先リストを整えています。「お薬の説明」ファイルには、子どもが服薬している薬の資料を取りまとめています。看護師が退職して現在不在となっており、夜間等医療機関の受診が速やかにできないときは医療相談電話を活用しています。今後は子どもの健康管理をより適切化するために、職員に対する医療や保健に関する学習の機会を設けることが求められます。		
(6) 性に関する教育		
① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		a
【コメント】		
学園では、性教育委員会の機能を見直して「松柏学園性教育実践」を定め、児童に対する性教育実践を改めました。婦人科医師の協力を得て子どもの心身の健康維持や性についての正しい知識の習得を支援しています。性被害・加害にかかる児童については入所前から継続しているセンターの心理教育と連携しています。「生教育」の一環で、子どもの誕生日を祝う取組を見直し、その子どもにとっての特別な時間とすることによって、その生い立ちをポジティブに捉えるよう支援しています。第三者委員による子どもの面談は、子どもにとって日常生活支援職員とは違う立場からの貴重な助言の場となっています。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。		b
【コメント】		
人権擁護委員会が中心になって、子どもの暴力や不適応行動を防止するための共通理解や援助技術の習得に努めつつ、常にセンターや専門医療機関、警察等とも連携を図っています。ただ、行動上の問題があった子どものクールダウンや被害を受けた子どもの保護、周囲の子どもの安心を図るための癒しの場の確保は十分ではありません。また職員は、子どもの問題行動の背景にある環境や鬱積した心を理解することが大切とは理解しつつ、どうしても問題行動をまずは押さえ込んでしまうことに終始してしまうようです。子どもの問題行動への対応が特定の職員に負担が集中しないよう、情報の共有を図る取組の徹底を期待します。		
② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。		b
【コメント】		
性的加害・被害や、ケアニーズの高い児童への支援については、センターや他の機関の協力を得ています。5つのパートは性別、年齢別で構成されていますが、子ども同士の関係性等に配慮する多様性は十分ではありません。また、ケア単位の小規模化が進む中で、職員が一丸となって適切な対応を行うための情報共有が十分ではなく、判断や対処方法の属人化が払拭できていません。特に、就寝前の時間帯に子どもが不安になり問題行動が発生しやすく、職員の勤務体制の見直しが求められます。今後はユニットリーダー間の情報共有と主任のユニット横断的SVが重要になります。		
(8) 心理的ケア		
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。		b
【コメント】		

児童養護施設における心理支援は、特に治療的なプログラムを策定して取り組むものではなく、心理面の観察を通して養育・支援の見立てに反映するものと考えています。ただ、令和6年度から芸術療法を取り入れて、精神状態に働きかける治療を施す取組を職員も学んでいます。心理士は法人医師や外部の専門家に相談してSVを受けています。心理士は職員に対するSVや研修という形ではありませんが、朝礼やケース会議に入って適切な助言を実施して職員の心理的ケアのスキルを高めています。また、心理士は、運営会議にも参加して養育・支援のあり方について専門的な立場から貴重な意見をしています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等		
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。		b
【コメント】		
小学校高学年から一人1台個人機がありますが、静かに勉強する個室はありません。塾や家庭教師は、中学生から利用可能で、現在1人が家庭教師、1人が塾を利用しています。多くの子どもが「塾に行きたい」と言いつつ、すぐやめてしまいます。支援学級に通学している子どもも多く、学力の低い子どもについては、学力の向上を目指すのではなく、座って学習する習慣づけや興味のあることを見つけることを優先しています。長期休み、土日は、毎朝1時間勉強の時間を設け、試験1週間前からは部屋で勉強するように促し、職員が指導しています。ただ、個別的な学習支援はできていません。今後は個々のニーズに合った支援の実施を期待します。		
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。		b
【コメント】		
進路決定に必要な資料を収集し自己決定できるように子どもに提供していますが、子どもの意思、親の意向などで、難しいケースがあります。中退した子どもには、アルバイトを推奨し就職に繋がるように支援しています。不登校の子どもには、無理に登校させず、その子に何ができるかという視点で、特性にあった生き方を探っています。また、退学にならないよう、学校にも協力を仰いで支援しています。近年増加傾向にある特性のある子どもには、できることを探る取組をしています。以上のように進路決定後順調にいかない子どもについて、個々に合った支援をしていますが、体制的には十分とは言えず、今後の体制整備を期待します。		
③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。		b
【コメント】		
社会経験、自立後の資金の必要性からアルバイトを推奨しています。アルバイト先については、本人が見つけてくる他、一緒にハローワークの求人アプリを見て探したりもしています。最近、ライオンズクラブのボランティアに参加したことで、会社経営者との繋がりが生まれ、アルバイト先の確保に繋がっていますし、企業からの職場体験協力も生まれてきています。今後は更にアピールして企業経営者との繋がりを深め、職場実習の推進にも繋がることを期待します。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。		b
【コメント】		
家族との継続的な関係づくりを図るため、面会、外出、外泊などを取り入れています。外泊後の子どもの様子を観察し、不適切な関わりの発見に努めています。家庭支援専門相談員を2人配備していますが、家族支援には保護者との繋がりが不可欠との観点から一人は現場兼任、もう一人は主任業務との兼任です。家族支援は基本的には、センターが担っています。学園では子ども担当職員が主に家族支援を担い、家庭支援専門相談員は、その職員をフォローしたり、新人職員の場合は、家族との間に入って調整したりしています。今後は家庭支援専門相談員を中心に学園全体で家族関係調整に取り組むことを期待します。		
(11) 親子関係の再構築支援		
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		b
【コメント】		
家庭支援専門相談員、心理士、園長、総主任、主任がケースの見立てを行い、家族関係再構築のための支援方針を決定しています。その際、普段保護者と接点を持っている子ども担当職員の意見を確認しています。支援方針について、パート間での共有はできていますが、全体共有は一部を除き、できていません。センターとは密接に連携し、保護者からの苦情対応を家庭支援専門相談員がセンターと共に担っています。外泊や家庭復帰に際しては、家庭訪問を実施し、家庭の様子などを確認しています。親子生活訓練室がなく、親子関係再構築のための訓練が十分にできないのが課題です。		